**優先資本金の額の減少公告**

**【**優先資本金の額の減少公告（特定目的会社）**】**

**672**

　当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を○○○円減少して○○○円とし、発行済優先出資総口数○○口のうち○○口をもって有償消却し、償却に要する金額を○○○円とすることにいたしました。※

　効力発生日は令和○年○月○日であり、社員総会の決議は令和○年○月○日に終了（又は予定）しております。

　この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

　掲載紙　○○○

　掲載の日付　令和○年○月○日

　掲載頁　○○○頁（号外第○○○号）

　令和○年○月○日

　　東京都○○○区○○○町○丁目○番○号

　　　　　　　　　　○○○○○特定目的会社

　　　　　　　　　　　　取締役　○○　○○

※資産の流動化に関する法律百十一条二項、公告すべき事項に「当該特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の内容」とあるため、記載の有無については、お客様のご判断によります。

※簡易手続きで行う際は、文中の「社員総会の決議は」を「取締役の決定は」に修正してください

関連条文

　資産の流動化に関する法律　第百九条

第百十一条第二項